山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、山陰浜田港で水揚げされた水産資源を活用した新商品の開発又は既存商品の改良を行う者に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、山陰浜田港の水産物の付加価値の向上及び消費拡大を図り、もって浜田市の水産業の振興を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体を除く。

⑴　市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和30年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。）

⑵　市内に主たる事務所又は事業所を有する団体であって、現に経済活動を行い、又は行おうとする団体及び継続的に雇用が見込める団体（NPO法人、社会福祉法人　等）

⑶　市内に主たる事務所又は事業所を有する団体であって、構成員の3分の2以上が前2号に規定する者から成る団体

（補助対象経費）

第3条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該補助対象経費に対し、他の同種の補助金等の交付を受けるときは、全てを補助の対象としない。

⑴　新商品の開発又は既存商品の改良に係る経費（専門家謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、原材料費、資材費、機械等装置費、機器・物品等リース料、外注費、デザイン購入費）

⑵　新商品又は改良した既存商品の販路開拓を目的とした商談会等への出展に係る経費（旅費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、出店料、展示装飾料、物品リース料、使用料）

⑶　その他会長が適当と認める経費

（補助金額等）

第4条　補助金額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

　（交付申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長が別に定める期日までに、会長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書（様式第2号）

⑵　収支予算書（様式第3号）

（交付決定）

第6条　会長は、前条の規定による申請があったときは、山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金選定審査会における審査を踏まえ、補助の可否を決定し、山陰浜田港・新商品販売支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（決定内容の変更等）

第7条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更（軽微なものは除く。）し、又は事業を中止する場合には、山陰浜田港・新商品開発販売支援事業計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

2　会長は、前項の申請を承認したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

⑴　事業実績書（様式第7号）

⑵　収支決算書（様式第8号）

⑶　収支を証する書類の写し

（交付額の確定等）

第9条　会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求等）

第10条　補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。

2 　補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付請求書（様式第10号）に会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（準用）

第11条　この要綱に定めのない事項については、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）の例による。

附　則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年　　月　　日

浜田市水産業振興協会　会長　様

申請者　所在地

名称

代表者名

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付申請書

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 　補助対象事業　　　山陰浜田港・新商品開発販売支援事業

2 　補助金交付申請額　　　　　　　　　　円

3 　添付書類

⑴　事業計画書

⑵　収支予算書

様式第2号（第5条関係）

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 氏名又は団体名 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| 新商品について | 名　称 |  |
| 原材料に使用する魚種 |  |
| 内容・特徴 |  |
| 販売予定価格 |  |
| 事　業　日　程 | | 着手予定　　　　　年　　　月　　　日  完了予定　　　　　年　　　月　　　日 |

様式第3号（第5条関係）

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業収支予算書

収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 摘要 |
| 協会補助金 |  |  |
| 事業主負担 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 摘要 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

様式第4号（第6条関係）

指　令　番　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

浜田市水産業振興協会

会長　　　　　　　印

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで申請のありました山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので、山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 　補助対象事業の名称　山陰浜田港・新商品開発販売支援事業

2 　交付金額　　　　　　　　円

3 　交付時期

4 　交付条件

（却下理由）

様式第5号(第7条関係)

　　年　　月　　日

　　浜田市水産業振興協会　会長　様

補助事業者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

代表者名　　　　　　　　　㊞

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業計画変更申請書

　山陰浜田港・新商品開発販売支援事業に関する事業計画を下記のとおり変更したいので、山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1　補助事業の名称　　山陰浜田港・新商品開発販売支援事業

2　変更の内容

3　変更の理由

4　変更年月日

5　添付書類

様式第6号（第8条関係）

年　　月　　日

浜田市水産業振興協会　会長　様

所在地

名称

代表者名

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業実績報告書

年　　月　　日付け水振指令第　　号をもって交付決定のあった山陰浜田港・新商品開発販売支援事業の実績について、下記のとおり山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 　補助対象事業の名称　山陰浜田港・新商品開発販売支援事業

2 　補助事業の実施期間

3 　補助対象経費決算額（税抜）　　　　　　円

4 　事業費決算額　　　　　　　　　　　　　円

5 　補助金の交付決定通知額　　　　　　　　円

6 　添付書類

⑴　事業実績書

⑵　収支決算書

⑶　収支を証する書類の写し

様式第7号（第8条関係）

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業実績書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 氏名又は団体名 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| 新商品について | 名　称 |  |
| 原材料に使用する魚種 |  |
| 内容・特徴 |  |
| 販売価格 |  |
| 事　業　日　程 | | 着手日　　　　　年　　　月　　　日  完了日　　　　　年　　　月　　　日 |

様式第8号（第8条関係）

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業収支決算書

収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 決算額 | 比較増減 | 摘要 |
| 協会補助金 |  |  |  |  |
| 事業主負担 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 決算額 | 比較増減 | 摘要 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

様式第9号（第9条関係）

指　令　番　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

浜田市水産業振興協会

会長　　　　　　　印

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のありました山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 　補助対象事業の名称　　　山陰浜田港・新商品開発販売支援事業

2 　補助金の交付決定通知額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

3 　補助事業の対象経費の精算額　　　　　　　　　　　　　　　円

4 　補助金の交付確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（交付決定通知額）―（交付確定額）　　　　　　　　　　　円

様式第10号（第10条関係）

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付請求書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一　金 |  |  |  |  |  |  | 円 |

これは、　　　　年　　月　　日付け水振指令　第　　号をもって交付決定通知（確定通知）のあった補助金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　訳 | 既交付額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 未交付額 | 円 |

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、上記のとおり請求します。

　　　　　年　　月　　日

浜田市水産業振興協会　会長　様

所在地

名称

代表者名

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | | | | | | |
| 同店舗名 | 本店・本所・支店・支所・出張所・代理店 | | | | | | | |
| 預金種目 | 1　普通　　2　当座　　3　その他（　　　　　　　） | | | | | | | |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | フリガナ | | | | | | | |
|  | | | | | | | |